

一般社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

基本的な感染防止対策の更なる徹底について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和3年8月5日の新規陽性者数は、5,042人、7日間平均では約3,600人を
超え、前週からの増加比は164%となっており、事態は極めて切迫しています。また、
同日開催の東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議においては、専門家から、
「爆発的な感染拡大が進行している」、「医療提供体制が逼迫している」との認識が示され
ました。感染力の強いデルタ株への置き換わりも急速に進んでいます。

こうした状況を踏まえて実施された専門家の研究(※)によると、不織布マスクを正し
く着用することが感染防止に効果的であること、施設内で少なくとも1.8mの距離を確
保することで感染リスクが軽減されること、会話の時間を短くすることで感染リスクが軽
減されることが示されています。

これらを参考に、集客施設など、不特定多数の方が利用する施設では、下記の基本的な
感染防止対策の更なる徹底をお願いいたします。

記

1. 徹底した入場整理、短時間利用の呼びかけ
2. 入場時の消毒・検温
3. 施設内で少なくとも1.8mの距離の確保
4. 不織布マスクの正しい着用
5. 従業員の感染防止対策の徹底、注意喚起

皆様におかれましては、すでに様々な感染拡大防止対策を実施していただいているとこ
ろでございますが、現在の急激な感染拡大を抑えこむためには、皆様のより一層の取組が
必要不可欠です。改めて関係者の皆様への周知・徹底等につきまして、よろしくお取り計
らいくださいますようお願い申し上げます。

※専門家の研究の概要については、以下のURLから資料を御確認ください。

「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」

理化学研究所／神戸大学 坪倉 誠

富岳コロナ対策プロジェクト飛沫感染チーム

資料：<https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/210623tsubokura.pdf>

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=8j6D5Ms73H0>

3総防管第1774号
令和3年8月2日

一般社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
東京都における緊急事態措置等について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年7月30日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間の延長及び区域の変更がなされ、東京都は、7月12日から8月31日まで、緊急事態措置を実施すべき区域とされました。（資料1）

これを受け、都は、7月30日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）を踏まえ、感染の拡大を防ぐため、7月12日から8月31日まで、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を実施することといたしました。（資料2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（「飲食店」等に対する休業要請、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する場合がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、イベントの開催制限（人数上限5,000人かつ収容率50%の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、令和3年7月30日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。（資料3）

なお、9月1日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年7月30日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年7月30日

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

資料3・・・令和3年7月30日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年7月30日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210730.pdf